

小規模企業共済制度の今後のあり方
- 経営安定部会報告書要旨 -

平成15年1月

1. 共済金について

(1) 予定利率の見直し

- ・ 現行の年2.5%の予定利率を見直し、年1.0%に設定

(2) 共済金額の規定方法（現行では、法律の別表で規定）

- ・ 迅速に予定利率の変更を行い得るように、政令事項化
- ・ 予定利率変更の際には審議会の議を経ることを実行上のルール化

2. 資産運用について

(1) 規制緩和

- ・ 余裕金運用方法のうち、「金銭信託」を「信託」とする
- ・ 金銭信託の総量規制や運用組み入れ対象資産の割合に対する規制を緩和・廃止

(2) 資産運用責任の明確化

- ・ 忠実義務、自己又は第三者の利益行為禁止等の資産運用に係る行為準則を創設

3. 加入促進について

- ・ 比較的高い成果を挙げている確定申告期運動やモデル県運動の強化
- ・ 新規加入促進チャンネルの開拓、加入促進インセンティブの改善
- ・ 契約者向けサービスの充実

4. その他

(1) 貸付制度の改善

- ・ 一般貸付の限度額及び利率の変更
- ・ 特別貸付枠（例：緊急経営絵安定貸付）の創設及び利率の変更

(2) 解約手当金算定方法の見直し

- ・ 納付月数12月未満の掛金区分について、現在掛け捨て扱いとなっている解約手当金算定方法を改善

(3) その他

- ・ 掛金限度額（7万円）、分割支給期間（10年又は15年）、老齢給付要件（65歳以上であって掛け金納付期間15年）については現状維持が適当